

第3節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（資料1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2024年6月末時点では、投資助言・代理業者数は991社となっている。

II 投資助言・代理業者に対する行政処分

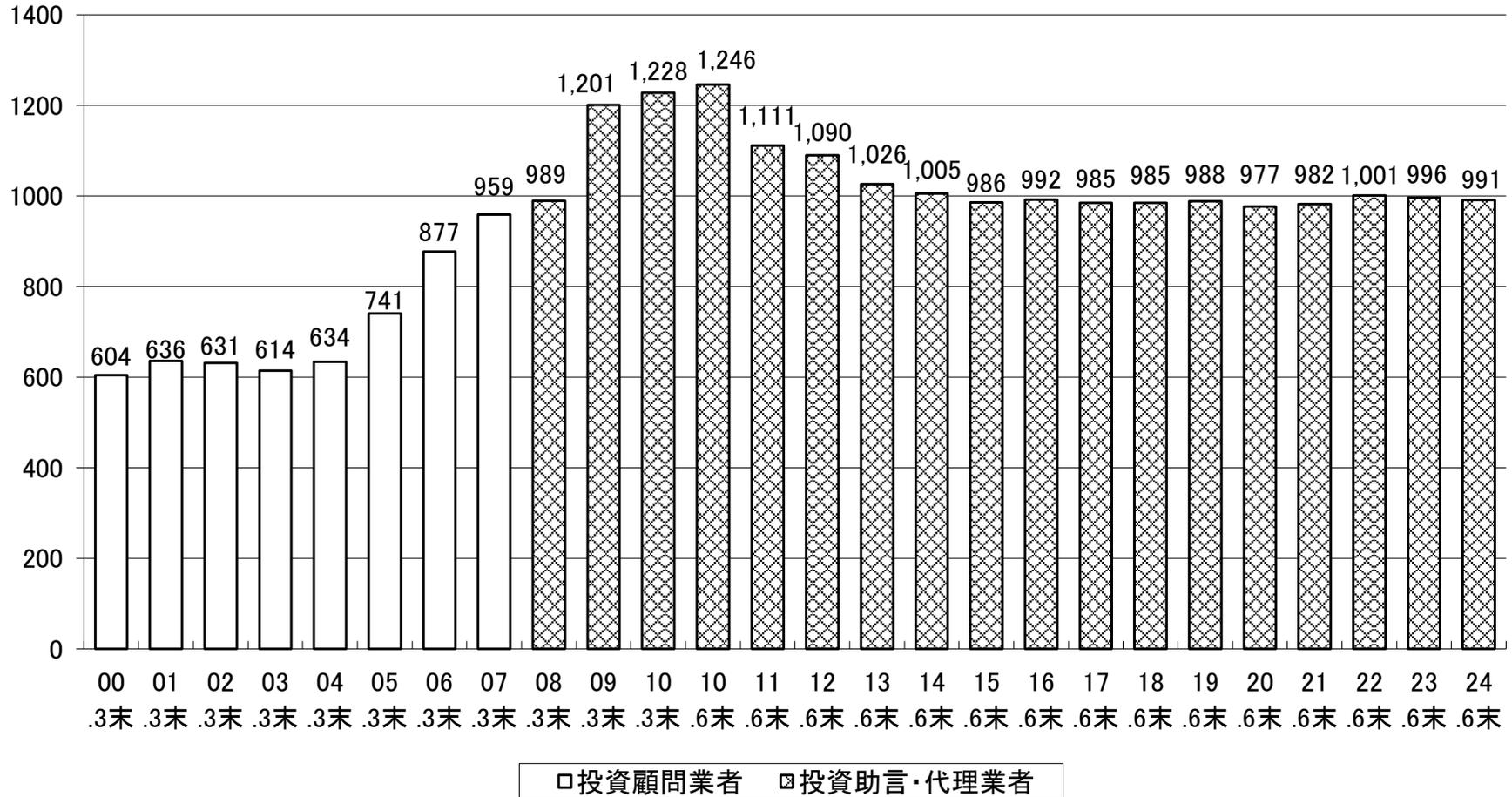
2023年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、3社に対して行政処分を行っており、その内訳は、登録取消しが1件、業務停止命令が2件（いずれも業務改善命令を含む。）となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「著しく事実と相違する表示のある広告をする行為等」や、「顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況」などとなっている。

(資料1)

金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

(業者数)



注: 2007年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。